

認定・特例認定NPO法人へのご寄付は 税制優遇の対象となります



① 寄付者（個人）の税制優遇

寄付したお金の **最大** 約50%が戻ってきます。

【寄付金控除のしくみ】

住民税も対象となる場合

30代社員の例

年収 420万円
課税対象所得 226万円
所得税率 10%



最大約50%の
税額控除 = 減税

“減税”という形で
キャッシュバック
されるんだね～！

還付

税額控除
最大1万4,000円

(所得控除だと)
最大5,600円

国・自治体

計3万円を寄付

8,000円

公益財団法人
A

20,000円

認定NPO法人
B

2,000円

特例認定NPO法人
C



確定申告等の手続きは簡単3ステップ!

- ステップ 1** 領収書受領
認定・特例認定NPO法人に寄付(対価のない賛助会費等を含む)をして、領収書を受け取ります。
- ステップ 2** 源泉徴収票入手
寄付金控除は「年末調整」では受けられません。「確定申告(還付申告)」が必要です。お勤めの方は、勤務先より「源泉徴収票」を入手してください。
- ステップ 3** 確定申告書作成・提出
確定申告書を税務署で入手、または国税庁WEBサイトで作成します。確定申告書に下記を添えて、お住まいの管轄の税務署に提出します。
・領収証 ・源泉徴収票 ・認定NPO法人寄付金特別控除額の計算明細表
※受付期間は、例年2月中旬～3月中旬です。
- ゴール!** 還付金受領
申告内容に問題がなければ、4月頃、還付金が振り込まれます。
※個人事業主の場合は、確定申告時に納付する所得税から減税されます。

詳しい情報・オンライン作成は国税庁ホームページへ ▶▶▶ <https://www.nta.go.jp/>
認定・特例認定NPO法人一覧は内閣府ホームページへ ▶▶▶ <https://www.npo-homepage.go.jp/>

② 寄付者(相続人)の税制優遇 ※特例認定は適用対象外

寄付した相続財産が非課税になります。

【例】6,000万円の相続財産があった場合

このうちの2,000万円を認定NPO法人に寄付すれば
相続税の課税対象額は4,000万円になります。

さらに、相続人の方は寄付した2,000万円について、
「寄付金控除(税額控除・所得控除)」も利用できます。
*表面参照

※上記は金銭の場合です。不動産等は扱いが異なる場合があります。



③ 寄付者(法人)の税制優遇

損金算入限度額^{※1}の枠が拡大されます。

一般のNPO法人への寄付と比較して、経費にできる寄付金の限度額が高くなります。

認定NPO法人に寄付をした場合の損金算入限度額

$$= \text{一般損金算入限度額} + \text{特別損金算入限度額}$$

【例】資本金1億円、所得金額2,000万円^{※2}の場合の
寄付金損金算入限度額



※1 寄付金には損金算入限度額があります。「損金算入限度額」とは、損金(法人税法上認められている費用、損失など)としてできる限度額をいいます。
※2 寄付金支出前の金額。



認定NPO法人とは

認定(特例認定)NPO法人は、所轄庁(都道府県・政令市)から「その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資する」と認定(特例認定)を受けたNPO法人です。公益性や透明性、社会的信頼性が高く、寄付促進税制等の優遇税制も対象となります。



発行日：2018年5月1日

発行者：認定NPO法人シーズ・市民活動を支える制度をつくる会
TEL: 03-5439-4021 Eメール: npoweb@abelia.ocn.ne.jp
<http://www.npoweb.jp/>

デザイン：佐藤真喜子

Supported by THE NIPPON FOUNDATION

お問い合わせ先